

取扱区分：「公開」

平成31年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成31年3月8日(金) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

平成31年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年3月8日(金) 午前10時00分 ~ 10時35分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室H

3 会議に付した議案

議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第7号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
議案第8号	農用地利用集積計画について	380件
報告第10号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第11号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第12号	非農地証明について	9件
報告第13号	農地の転用の制限の例外による届出について	3件
報告第14号	農地法第18条規定による合意解約通知について	4件
報告第15号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	藤井孝君	第2番	田中榮作君
第5番	秋貞啓子君	第6番	徳本勉君
第7番	山崎光夫君	第8番	弘中壽君
第9番	岩田実君	第10番	藤原典子君
第11番	松田孝行君	第13番	竹安昌巳君
第14番	歳光時正君	第15番	原田雅之君
第16番	笠井保雄君(職務代理者)		
第17番	西田孝美君(会長)		

5 欠席委員

第3番 高橋 恵 君

第4番 佐伯 伴章 君

第12番 林 俊一 君

6 関係人

農林課 主査 高松 真弓

農林課 副主任 藤井 敬

7 事務局職員

局長 藤井 豊 次長 山本 博彦

次長補佐 時重 智一 書記 松原 義孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中14名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番高橋 恵委員、第4番佐伯 伴章委員、第12番林 俊一委員の3名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今から、平成31年第3回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、田中 栄作委員さん第13番、竹安 昌巳委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第6号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

事務局長

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。

それでは、ご説明します。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の1,462平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に住んでおり、高齢で管理できないため、譲渡したいとのことで又、譲受人は、規模を拡大するため譲り受ける意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約56アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、梅の木を植えられる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番歳光でございます。

歳光 時正委員

農地法第3条の規定による許可申請番号1番について、去る2月27日に現地調査を行いました。

譲渡人●氏及び譲受人●氏には電話確認を行いました。

現地は、●●●●支所より南に300メートル離れた、住宅のすぐ隣にあります。

面積は、1,462平方メートルであります。現在、荒廃地になっております。

今回譲受人は、梅の木を100本植え付けを行い、将来収穫が始まれば●●酒造に出荷を行い、栽培指導も酒造会社の友人がしてくれると言うことでございます。

草刈り機や軽トラックも保有し、他の所でも果樹を植えておるようでございます。

調査項目に従って調査を行いました、問題ないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

平成31年3月8日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が3件ございます。

議長（西田会長）

それでは、この諮問につきましては、農林課の藤井副主任が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後、地区担当農業委員さんから現地調査の結果や意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

農林課

藤井 副主任

それでは、藤井副主任 1 番につきまして、説明をお願いします。

農林課の藤井です。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 7 号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、1 月末までに 3 件の除外の申し出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1 番の除外の案件について、ご説明をさせていただきます。

申請地は●●地区、目的は駐車場です。

本件は、該当地の隣接地で会社を営む事業実施者が、事務所に隣接する該当地に従業員用の駐車場を整備したいということで、今回の申し出となりました。

(スクリーンで説明)

こちらが、該当地の位置図です。

該当地は、●●●●支所から北東に約 1.6 キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図です。

該当地の 7 1 番 1 は登記地目が田、登記面積が 6 9 平方メートルであります。

こちらが、該当地の分間図です。

該当地の北側は鉄道線路に面しており、東側は宅地、南側は市道に面しております。

こちらが、該当地の現地写真です。

南から北の方向へ撮った写真です。

(スクリーンでの説明終了)

説明は以上です。

よろしくご審議、お願いいたします。

議長 (西田会長)

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第16番

笠井 保雄委員

16番の笠井です。

第1番について、去る3月1日申請人と現地調査確認したことを、報告いたします。

申請地、位置、内容については、農林課の説明の通りで間違いありません。

申請地の現況は、地目、田で現況は畑としての利用、現在は、作物はありませんでした。

土地所有者は、自宅から離れているためと高齢であるという理由で、耕作はしていませんでしたが、近所の方が、家庭菜園のように利用されていました。

しかし、高齢となり現在、休耕となっています。

農用地利用計画変更後については、隣接する事業者の作業場の駐車場としての利用とのことで、申請地は、69平方メートルと狭小の農地で、他の農地とは離れていて、農地性も低く、農用地除外については、問題ないと思われれます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いします。

農林課

藤井 副主任

それでは、2番の除外の案件について、ご説明させていただきます。

申請地●●地区、目的は植樹です。

本件は、地権者が高齢かつ遠方に居住しており、今後の、保全管理を継続

していくことが困難であることから、該当地に、サクラ・楓等を植樹し、林地として管理したいということで、今回の申出となりました。

(スクリーンでの説明)

こちらが、該当地の位置図です。

該当地は、●●支所から南東に約1.0キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図です。

該当地の722番1は登記地目が田、登記面積が397平方メートル、725番1は登記地目が田、登記面積が1,463平方メートルであります。

こちらが、該当地の分間図です。

該当地722番1の北側から東側にかけては農地に面しており、南側は市道、西側は宅地に面しております。

また、725番1の北側は山林に面しており、東側は宅地、南側から西側にかけては河川に面しております。

こちらが、該当地の現地写真で、722番1の東側を南東から北西の方向へ撮った写真です。

こちらが、2枚目の現地写真で、同じく722番1の西側を南から北の方向へ撮った写真です。

こちらが、3枚目の現地写真で、725番1を南から北の方向へ撮った写真です。

(スクリーンでの説明終了)

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第14番

14番の歳光です。

歳光 時正委員

農業振興地域整備計画の変更について、番号2でございますが、去る、3

月2日西田会長と私の2名で現地調査を行い、申出者には遠方のため、電話により意思確認を行いました。

近年、耕作していただく人もいなく、用水路の使用も困難となり、現地は今まで●●●●●●●●●●●●●●に作業委託し、管理を行ってきましたが、この度、植樹、サクラ、楓、シキミ、サザンカ、椿等を合計52本ぐらい植え、以降草刈り管理をしようとするものでございます。

また、一部にビニールハウスが立っておりますが、この春、撤去し農地が開くため、ここにも植樹をしようとするものです。

周りの農地に影響もなく、問題ないと思われめますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、3番につきまして、説明をお願いします。

農林課

それでは、3番の除外の案件について、ご説明をさせていただきます。

藤井 副主任

申請地は●●地区、目的は植樹です。

本件は、地権者が高齢かつ遠方に居住しており、今後、保全管理を継続していくことが困難であることから、該当地サクラ・楓等を植樹し、林地として管理したいとのことで、今回の申出となりました。

なお、本件は既に事業に着手しており、無断転用にあたりまますので、今後は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律を遵守する旨の、始末書が、平成31年1月28日付けで提出されております。

（スクリーンでの説明）

こちらが、該当地の位置図です。

該当地は、●●支所から南東に約1.2キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図です。

該当地は、8筆の集団で、615番2が登記地目が畑、登記面積が39平方メートル、633番は登記地目が畑、登記面積が50平方メートル、634番は登記地目が田、登記面積が323平方メートル、635番1は登記地目が田、登記面積が114平方メートル、638番1は登記地目が田、登記面積が600平方メートル、638番2は登記地目が田、登記面積が180平方メートル、654番1は登記地目が田、登記面積が660平方メートル、655番1は登記地目が田、登記面積が260平方メートル以上8筆の合計面積は、2,226平方メートルでございます。

こちらが、該当地の分間図です。

該当地の北側は宅地・原野・山林に面しており、東側は農地・原野に面しております。

また、南側から西側にかけては、市道に面しております。

こちらが、該当地の現地写真で、615番2、633番、634番、635番1を南西から北東の方向へ撮った写真です。

こちらが、2枚目の現地写真で、638番2、654番1、655番1を南から北の方向へ撮った写真です。

こちらが、3枚目の現地写真で、638番1を南から北の方向へ撮った写真です。

(スクリーンでの説明終了)

なお、本件の除外の見込みにつきましても、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

14番歳光です。

番号3について、報告いたします。

3月2日会長と私の2名で現地調査を行い、申出者には、千葉県と遠方のため、電話により意思確認を行いました。

現地は、先ほどの2番より250メートル上流に位置したところであり、40年前頃休耕のため、梅を植樹しておりましたが、近年管理が悪く梅もほとんど枯れ、今回、●●●●に草刈り等をお願いし、サクラ、楓、サルスベリ、ナナカマドなどを植えていただきましたが、その後、無断転用と分かり今回の申請になったものであります。

また、面積2,226平方メートルの中に、町数が8枚あり、計43本程度植えて林地化するもので、平成31年1月28日に農林課に始末書を付けての申請となりました。

今後は、農振法及び農地法の規定を守り、報告しお詫びするとのことでした。

今回、山林化するためのものであり、問題ないと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号3番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第8号を議題とします

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いします。

議案第8号「農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第1

8条の規定により、周南市長より別紙のとおり、周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成31年3月8日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（西田会長）

それでは、この議案につきましては、農林課の高松主査が来ておられますので、説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高松さん、よろしくお願いいたします。

農林課

農林課の高松です。

高松 主査

よろしくお願いいたします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

本日は、1月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、4月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、湯野地区・戸田地区・夜市地区・菊川地区・向道地区・長穂地区・須々万地区・中須地区・須金地区・和田地区・勝間地区・高水地区・三丘地区・八代地区・鹿野地区・巢山地区の16地区におきまして、380件、840筆の案件でございます。

その内農地中間管理機構への貸付が、向道地区・長穂地区・高水地区・三丘地区・八代地区・鹿野地区の6地区におきまして、46件、99筆の案件でございます。

農地中間管理機構からの転貸先についてですが、番号1番の農地が、新規就農パッケージ支援者の●●●●さん、番号2番から16番が、農事組合法人●●、番号17から36番が、農事組合法人●●●●、番号37番、38番が農事組合法人●●●●●●、番号39番、40番が、農事組合法人●●●●、番号41番、42番が、農事組合法人●●●●●●●●、番号43番、45番、46番が新規就農パッケージ支援者の●●●●さん、番号44番が

農事組合法人●●●●●●●●となっております。

説明は以上となります。

ご審議を、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号1番につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第10号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。

報告第10号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ及び6ページをお願いいたします。

報告第11号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明します。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページ及び9ページをお願いいたします。

報告第12号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は9件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いします。

報告第13号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合、面積の制限はなく、また2アール未満の農地を自己用の農業用倉庫等に転用する場合、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものでございます。

今回の届出3件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いします。

報告第14号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明します。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6条の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、4件許可を要しない合意による解約が行われた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いします。

報告第15号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成31年第3回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成31年3月8日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 田 中 栄 作

委 員 竹 安 昌 巳